

電波法及び電気通信事業法の一部を改正する法律の概要

電波の有効利用を促進し、及び情報通信技術の進展に対応した規制の合理化を図るため、電波利用料の料額の改定、電気通信業務を行うことを目的としない船舶地球局の実用化に係る規定の整備、登録検査等事業者及び登録認定機関がその業務に使用する測定器等の較正等に係る期間の延長等の措置を講ずる。

背景

- 電波利用料は、無線局全体の受益を直接の目的として行う事務(電波利用共益事務)の処理に要する費用を、受益者である無線局の免許人に公平に分担させるもの
- 電波法附則第14項(電波利用料の料額の3年ごとの見直し)の規定において、電波利用料の料額について、平成29年度から平成31年度までに要すると見込まれる電波利用共益費用の試算に基づき見直しが必要
- 「電波政策2020懇談会」において取りまとめられた「電波政策2020懇談会 報告書」(平成28年7月公表)の次期料額等の見直しに向けた提言等に基づき所要の見直しを行うもの

改正の概要

1. 電波法の一部改正

① 電波利用料の料額等の見直し

- ・平成29年度から平成31年度までの電波利用料の料額を改定
- ・衛星基幹放送による4K・8K放送の開始に伴い、一部の受信設備において電波の漏洩が発生するおそれがあるため、電波利用料の使途に受信環境整備に向けた支援を追加

② 電気通信業務を行うことを目的としない船舶地球局の実用化に伴う規定の整備

人工衛星の中継によってのみ無線通信を行う無線局であって電気通信業務を行うことを目的としないものの実用化に伴い、船舶地球局の開設目的に係る限定を解除することにより、当該無線局を船舶地球局とする等規定を整備

③ 登録検査等事業者が無線設備の点検に使用する測定器等の較正等に係る期間の延長

登録検査等事業者が無線設備の点検に使用する測定器等について、現在1年とされている較正等に係る期間を最長3年に延長

等

2. 電気通信事業法の一部改正

登録認定機関が技術基準適合認定に使用する測定器等の較正等に係る期間の延長

1. ③と同様の改正

【施行期日】

公布日から起算して9月を超えない範囲内において政令で定める日

(ただし、一部の規定については公布日又は公布日から1年3月を超えない範囲内において政令で定める日)